

平成 21 年 1 月 21 日（水）社会・援護局障害保健福祉部

「全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料」のうち「企画課自立支援振興室」の資料についてのポイント

「移動支援事業やコミュニケーション支援事業等の必須事業に対して国庫を優先的に配分する観点から」などとあるように必須事業の完全実施と充実を打ち出しています。

「コミュニケーション支援事業、移動支援事業等における低所得者の利用料について」記載されていることは、従来からの文章と変わりはないとのこと。「低所得者」に限らず、「従来の利用者負担の状況」を踏まえ、手話は言語であり、言語的平等の観点から、全国 100% の地域で利用者負担は無料となるよう取り組みましょう。

「2 障害者の社会参加の促進について」の「（5）行政機関における障害者への配慮について」において、「特に、視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、引き続き実施する予定である基金事業「視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業」での情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、円滑な対応に努められるようお願いする。」という記載があります。設置通訳者が未設置である市町村に対する交渉の材料として活用しましょう。

コミュニケーション支援事業については、「コミュニケーション支援広域支援検討事業」が追加されています。障害者自立支援対策臨時特例交付金のメニューの一つに加えられ、「市町村域を超えたコミュニケーション支援事業（手話通訳者の派遣等）の利用に対応できるよう、県、市町村、支援事業者間の関係者による、事業の実施主体、支援者の派遣主体、費用負担、未実施市町村での対応方法などのルールづくりを検討するための会議開催経費等について助成を行う」ものです。

平成 21 年度から、この事業を活用し県に検討委員会の開催を働きかけることが大切となります。加盟団体を中心に聴覚障害者自立支援法対策地域本部の構成団体、都道府県、各市町村担当者が集まり、市町村圏域、都道府県圏域を超える派遣を円滑に進めることを中心に、市町村コミュニケーション支援事業の格差状態をなくす絶好の機会という認識で取り組んでいきましょう。なお平成 23 年度までの事業です。

具体的な取り組みへの情報提供については、後日、出していきたいと思えます。

この他、「第 21 回デフリンピック夏季大会台北大会」への選手団派遣・選手強化、聴覚障害者提供施設未設置道府県に対しての早期設置の要請、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業未実施同県に対しての早急な実施の要請が揚げられており、取り組みにご活用下さい。